

議 第 2 号

憲法審査会における論議の推進を求める意見書（案）に対する反対討論

2020 年 12 月 4 日

両角友成

日本共産党県議団の両角友成です。私は、議第 2 号、「憲法審査会における論議の推進を求める意見書（案）」に反対する立場で討論を行います。

意見書（案）にあるように、日本国憲法は、昭和 22 年、1947 年の施行以来、その基本原理である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則の下、国民の福祉向上及び我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。この三原則は現憲法の根幹をなし、今後も堅持されなければならない。は、正にその通りであります。

一方で、懸念されている、頻発する大規模災害への対処、地方の視点に立った選挙制度の検討、環境の保全等は、現憲法で十分に対応できる事柄であります。一層緊迫度を増すとされる、我が国を取り巻く安全保障環境については、我が国は、第二次世界大戦への痛切な反省から、徹底した恒久平和主義を採用した経過があり、9 条を生かす政治が今こそ求められているのではないのでしょうか。

「国民の多くが憲法改正を望んでいないもとの、憲法原案の発議を任務とする憲法審査会は動かすべきではない」むしろ現憲法を生かす営みが求められているのではないのでしょうか。

今現在、100 年に一度と言われる、新型コロナウイルス感染症拡大ただ中、国民は憲法改憲論議の推進など望んでいません。

今こそ、世界に冠たる平和憲法を守り生かす時でないのでしょうか。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。